北茨城市後援名義の使用承認、市長賞交付の申請様式等を定めました。

この度、市では、北茨城市後援名義の使用承認及び北茨城市長賞交付に関する事項を定めました。

今後、市の後援名義の使用承認や北茨城市長賞の交付を希望する場合は、要綱に基づいた 新しい申請様式をお使いください。

〇北茨城市後援名義の使用承認、市長賞交付について

〇北次城市恢振石器の使用承認、市長員文刊について	
概要	(1) 北茨城市後援 広く市民を対象とした事業で、その趣旨に市が 賛同できるものについて、主催者の申請に基づき 北茨城市後援名義の使用を承認します。
	(2) 北茨城市長賞の交付 市が後援承認をした事業において、その事業の参加者が競い合うことにより、技能の向上が期待できると認められるものについて、主催者の申請に基づき北茨城市長賞を交付します。
取 扱 窓 口	秘書課
申請等に必要なもの	(1)後援の承認等申請書(様式第1号) (2)団体の定款、規約、その他の概要が記載された書類 (3)役員の住所、氏名、役職等が記載された書類 (4)事業の目的及び内容が記載された書類 (5)事業に係る収支予算書(入場料、参加料その他の費用を徴収する場合)
その他	 (1)事業開催1か月前までに申請してください。 (2)印刷物等には、後援名義の使用承認後、「北茨城市」の名義を使用することができます。 (3)市長賞は、後援名義の使用承認をうけた事業にのみ交付します。 (4)市長賞(賞状)は、市長賞交付の承認後にお渡しします。 (5)申請内容が事実と異なる場合や内容に不適切な部分が判明した場合は、承認を取り消します。 (6)承認後、申請書内容に変更があった場合は、速やかに後援の承認等変更届出書(様式第3号)を提出してください。 (7)事業終了後、1か月以内に事業実績報告書(様式第5号)に事業の開催要領、パンフレット等事業実施の様子がわかる資料を添付して提出してください。料金を徴収した場合は、収支決算書(様式任意)も必ず添付してください。 (8)後援及び市長賞交付の承認を受けた事業に対して、北茨城市から物的・人的な支援(施設使用料の免除、職員の派遣等)は一切ありません。 (9)事業実施にあたって、十分な管理体制のもと、事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合は、主催者の責任において処理してください。